

下記のとおり公募型プロポーザルを行うため、公告する。

令和5年6月6日

豊田市長 太田 稔



1 委託する業務

(1) 業務名

メタバース活用に関する調査分析及び実証実験業務委託

(2) 業務の概要

本業務では、本市が抱える地域課題について、メタバースの利活用によりその解決を促進する分野及び方法を調査検討し、市としてのメタバース活用に係る方向性及びあるべき姿を整理するとともに、その実現に向けた課題抽出及び実現可能性の検証のため、実証実験を実施する。

(3) 履行期限

令和6年3月28日

(4) 提案限度額

17,000,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

(1) 単独事業者の場合、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。ただし、競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力及び信用力が確認できた場合に参加を認める。

登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	法務局で発行
納税証明書(国税) (未納の税額がないことの証明)	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書(愛知県税)※ (未納の税額がないことの証明)	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書(豊田市税)※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内(愛知県内)に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税(愛知県税)の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、問題ない。）。

キ 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

（ア）平成30年4月以降、官公庁民間の発注問わず以下のいずれかの業務で、元請としての履行実績を有する者であること。

（イ）1件当たりの税込金額300万円以上のメタバースの活用を含む調査分析業務
※業務の一部でも可

（ウ）1件当たりの税込金額500万円以上のメタバースに関する空間構築運營業務

（2）グループの場合、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 代表事業者を含むグループの構成員（以下「構成員」という。）は、2（1）アからカまでの要件を満たすこと。

イ 代表事業者は2（1）キの要件を満たすこと。

3 業務説明資料等の交付

（1）交付期間 令和5年6月6日から令和5年6月19日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

（2）交付場所 豊田市役所企画政策部未来都市推進課（南庁舎4階）又は未来都市推進課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

（1）提出期限 令和5年6月19日（月）午後5時まで

（2）提出場所 豊田市役所 企画政策部未来都市推進課 先進事業推進担当（南庁舎4階）

（3）提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）

（4）添付資料 参加資格要件2（1）キが確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

5 参加資格確認結果の通知

（1）通知期限 令和5年6月20日（火）まで

（2）通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

（1）受付期限 令和5年6月19日（月）午後5時まで

（2）受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）

（3）回 答 6月23日（金）までに未来都市推進課ホームページ（又は参加者にメール）にて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ両面5枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本8部）する。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙、目次のほか、本文中にも記載しないこと。

ア 企業実績

（ア）平成30年4月以降発注の以下の全ての業務で元請としての履行実績一覧
（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

（イ）メタバースの活用を含む調査分析業務 ※業務の一部でも可

（ウ）メタバースに関する空間構築運營業務

ただし、グループの場合は、代表事業者の実績のみ記載

イ 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴及び同種・類似業務実績

ウ 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

エ 本業務への提案及び意見

別紙「仕様書」を参考に提案・意見内容は自由とするが、以下の項目に関する事項を記載すること。

(ア) 課題抽出及び調査分析の手法

(イ) 関係者との連携の方法

(ウ) メタバース空間の構築、運営及びPRの方法

(エ) 成果物として作成される将来ビジョンのイメージ及び内容

オ 見積書及び積算内訳書

カ 工程計画

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和5年6月28日(火)午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市役所 企画政策部未来都市推進課 先進事業推進担当(南庁舎4階)

(3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書(様式自由)に記載し、持参又は郵送(提出期限必着)により提出すること。

9 ヒアリング

(1) 日時

令和5年7月4日(火)午前9時から正午までのうち指定する30分間

(2) 場所

豊田市役所 東73会議室(東庁舎7階)

(3) 備考

ア 提出された企画書等に基づき、1社30分(説明15分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。なお出席人数は3名以内とする。

イ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うため、自己紹介は行わないこと。

ウ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

エ 社会情勢によりヒアリング方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

(1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果及び各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選考する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務実績、経歴等(24点)

(ア) 企業実績(8点)

(イ) 配置予定者の経験及び能力(16点)

イ 業務実施計画等（76点）

（ア）業務体制（20点）

（イ）業務実施方針（40点）

（ウ）工程計画（8点）

（エ）価格（8点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

（2）最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

（3）提案者が1者の場合でも、最低基準点（250点）に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

（4）選考は以下の5名の委員により行う。

委員長 企画政策部 副部長 都築 和夫

委員 学識経験者 大澤 正彦（日本大学文理学部情報科学科准教授）

学識経験者 加藤 武志（中京大学現代社会学部非常勤講師）

総務部 情報戦略課長 梅村 靖之

未来都市推進課 副課長 長島 奈緒

1.1 選考結果の通知及び契約

（1）選考結果通知（予定）日 令和5年7月5日（水）

（2）契約（予定）日 令和5年8月2日（水）

プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定

1.2 その他

（1）このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

（2）手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（3）最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。

仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

（4）最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。

（5）提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

（6）前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市企画政策部未来都市推進課 担当 中村・播磨（南庁舎4階）

電話 0565-34-6982 (直通) FAX '0565-32-3794
E-mail : hybrid-city@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>1 資本関係</p>	<p>(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合</p> <p>(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>2 人的関係</p>	<p>(1) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>エ 組合の理事</p> <p>オ その他業務を執行する者であつて、アからエまでに掲げる者に準ずる者</p> <p>(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>3 その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む。）及びその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>